

日光市飲食店等取引事業者支援給付金

についてのお知らせ

対象事業者

市内の飲食店等(※食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業許可を受けている事業者)と取引のある

飲食料品卸売業・飲食料品小売業者

支給金額

1事業者あたり一律 **10万円**

申請要件

- ① 本社、支社等に関わらず市内に事業所を有し申請日において事業を営んでいること
- ② 市内の飲食店等と**令和2年10月1日以前**から継続して取引を行っていること。
- ③ 本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比**50%以上減少**していること。
- ④ 市税等に未納がないこと。

※右記の要件を全て満たす方が対象です。

申請受付期間

令和3年4月下旬から6月30日(予定)

申請方法

郵送

※申請期間や方法、必要書類等は、詳細が決まり次第、市HP等でお知らせします。

申請書等

申請書(様式)は市HPから申請書(様式)をダウンロードのほか、各行政センター、地区センター、出張所の窓口でも入手可能です。

※4月上旬に市HP等で公表、配布いたします。

※申請時、申請書(様式)と一緒に以下の書類の提出が必要になります。

- ①申請者本人を証明する書類(例:運転免許証等)※法人の場合、登記履歴事項証明書
- ②支給対象の施設又は店舗であることが確認できる書類(例:営業許可証等の写し)
- ③飲食店等との取引実績が確認できる書類(例:取引先への請求書等の写し)
- ④前期の売上が確認できる書類(例:前年度の決算書または確定申告書等の写し)
- ⑤今期の売上が確認できる書類(例:売上台帳等の写し)
- ⑥申請者の振込口座が確認できる書類(例:預金通帳等⇒通帳見開き頁写し)

支援給付金問合せ先

日光市観光経済部商工課: ☎ 0288-21-5136